

◆2020年度後期分愛媛大学授業料免除・徴収猶予の申請要領◆

「授業料免除申請のしおり」に記載していることとあわせて、以下の事項に注意してください。

2020年3月に年間申請をしている学生は、再度後期分の申請をする必要はありません。

※高等教育修学支援新制度給付奨学生に係る授業料免除申請は、

☆2020年後期分 高等教育修学支援新制度による授業料免除申請要領☆

を確認し、必要書類を提出してください。

1. 後期分授業料免除申請書は対象学生によって申請書が違います。申請書の種別を間違えないように必要書類を準備してください。（授業料徴収猶予申請書は共通です。）

◆私費外国人留学生を除く学生用

◎2019年度以前入学の学部生用（経過措置申請）

※これらの学生は、日本学生支援機構給付奨学金に申請することが前提となります。

日本学生支援機構給付奨学金秋期在学採用に必ず申請してください。

（秋期在学採用の申請時期は、決まり次第愛媛大学ホームページでお知らせします。）

※3浪以上であり、日本学生支援機構奨学金に申請できない等、特別な事情がある場合は申請前に学生生活支援課までお問い合わせください。

◎大学院生用

◆私費外国人留學生用

◎大学院生および2019年度以前入学の学部生用

◎2020年度入学の学部生用

◆共通

◎授業料徴収猶予申請書（授業料免除と同時申請はできません。）

2. 学力基準及び収入基準（授業料免除申請のしおりに記載）を満たしていない場合、授業料免除の対象となりませんので確認の上、提出してください。

3. 申請書は、原則郵送受付としますので、以下の宛先にレターパックライトで送付してください。なお、窓口提出する場合は、以下4の受付期間内に持参してください。

送付先	〒790-8577 愛媛県松山市文京町3番 愛媛大学 教育学生支援部 学生生活支援課 授業料免除担当
	※レターパックライトの品名欄に「授業料免除（徴収猶予）申請書類在中」と記入してください。
	※10月2日（金）必着

4. 申請書の提出受付期間等

受付日	受付時間	受付場所
9月24日（木）～10月2日（金）	9:00～16:30	学生生活支援課 授業料免除窓口 （図書館1階西）

※ 郵送の場合は、**10月2日（金）必着**で送付してください。

注1 上記の受付日に提出できない者は、必ず事前に学生生活支援課までお問い合わせください。

注2 医学部2回生以上及び医学系研究科、農学部2回生以上及び農学研究科、連合農学研究科の学生は、当該学部等の指定する日に提出してください。

提出受付日終了後は一切提出を受け付けないので、期日を厳守すること。